

給付終了の異動願(届)及び認定報告

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿
下記のとおり願出(届出)いたします。

学 校 名		届 出 年 月 日	20 年 月 日
		生 年 月 日	年 月 日
学部・学科(課程・研究科)		学 籍 番 号	
		学 年	年
奨学生番号(給付奨学金)		フリガナ	
5 2 0		氏 名	
貸与奨学金及び給付奨学金(旧制度)の「異動願(届)」は様式が異なります。 別途作成してください。			

以下、該当する異動種別(【退学】【辞退】等)及び異動事由(病気、経済事情等)を☑で選択。
太枠は必須。

※振込超過がある場合は処理ができないため、返戻が必要。

記入者	☐【退学】		※授業料未納により退学日／除籍日が遡る場合に記入。(休学から復学せず退学／除籍となり、その日付が遡る場合も同様に記入。)決定日に基づく異動始期で「退学」の入力を行ってください。
奨学生	☐病気 ☐一身上 ☐経済事情 ☐その他		
学校	退学日／除籍日 20 年 月 日	退学決定日／除籍決定日※ 20 年 月 日	

記入者	☐【辞退(短縮卒業・修了)】		記入者	☐【死亡】	
学校	短卒・修了	卒業日／修了日 20 年 月 日	学校	☐病気 ☐その他	死亡日 20 年 月 日

以下、学校記入欄

1. 「退学」又は「辞退」に伴う適格認定の認定報告
以下のとおり認定しましたので、報告します。

☐ 廃止(返還が必要) 〔「給付様式17-別紙A」の添付が必要〕
☐ 廃止(返還が必要)に該当しない

次の(1)～(4)のいずれかに該当し、当該学業成績が著しく不良(※)であり、災害、傷病、その他やむを得ない事由がない場合、返還が必要な「廃止」の認定となります。

該当する事由を☑で選択

☐ (1) 修業年限で卒業できないこと(卒業延期)が確定
☐ (2) 修得単位数の合計数が標準単位数の5割以下
☐ (3) 出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低いと学校が判断した
☐ (4) 連続して「警告」に該当

※「学業成績が著しく不良」とは、以下のいずれかに該当する場合
・修得した単位数の合計が標準修得単位数の1割以下である場合
・出席率が1割以下など、学修意欲があるとは認められない場合

2. 振込超過及びスカラAC入力日

振込超過	☐ 有 ☐ 無	20 年 月 ～ 20 年 月
スカラAC「振込保留」入力日	20 年 月 日	
スカラAC「異動」入力日※	20 年 月 日	

※振込超過がある場合は異動の入力を行わず、「振込金受取書」のコピーとともに「給付終了の異動願(届)及び認定報告」を本機構に送付してください。組戻しを依頼した場合も入力せず送付してください。
4月以外の月に入学した者については、「廃止(返還必要)」の入力を行わず、振込保留のみ入力して本届出を送付してください。

(機構使用欄)

最終振込年月	20 年 月	振込超過	☐ 有 ☐ 無	20 年 月 ～ 20 年 月	
要返戻金額	円	異動始期	20 年 月	要返還の始期	20 年 月

上記記載のとおり相違ないことを証明いたします。

(学校の証明) 20 年 月 日
学 校 名
担当部長(※)

※証明者は部長相当職以上の方としてください。

電話番号(担当者名)	学校番号	区分
— — ()		

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

提出先	郵送の要否	スカラAC入力
異動・補導係	必要	必要

「給付終了の異動願(届)及び認定報告」の記入例

記入者	☒ 【退 学】		※授業料未納により退学日／除籍日が遡る場合に記入。(休学から復学せず退学／除籍となり、その日付が遡る場合も同様に記入。)決定日に基づく異動始期で「退学」の入力を行ってください。
奨学生	☐ 病気 ☒ 一身上 ☐ 経済事情 ☐ その他		
学校	退学日／除籍日 2021 年 9 月 21 日	退学決定日／除籍決定日※ 20 年 月 日	

●退学／除籍の注意点

- ・異動始期は退学日／除籍日の翌月（月の初日はその月）。上記例の異動始期は2021年10月。2021年9月1日の場合は2021年9月。
- ・授業料未納により退学日／除籍日が遡る場合は、「退学決定日／除籍決定日」欄も記入。退学決定日／除籍決定日の翌月（月の初日はその月）を異動始期とする「退学」の入力が必要。「休止」「停止」中の場合も同様の取扱いが必要。

記入者	☒ 【辞退(短縮卒業・修了)】	
学校	短卒・修了	卒業日／修了日 2022 年 3 月 25 日

●辞退（短縮卒業・修了）の注意点

- ・異動始期は卒業日／修了日の翌月（月の初日はその月）。上記例の異動始期は2022年4月。2022年3月1日の場合は2022年3月。

記入者	☒ 【死 亡】	
学校	☒ 病気 ☐ その他	死亡日 2021 年 9 月 2 日

●死亡の注意点

- ・異動始期は死亡日の翌月（月の初日はその月）。上記例の異動始期は2021年10月。2021年9月1日の場合は2021年9月。
- ・組戻しが間に合う場合は、本来の異動始期の前月以前を異動始期とすることも可能。上記例の場合、2021年9月を異動始期とすることも可能。

以下、学校記入欄

1. 「退学」又は「辞退」に伴う適格認定の認定報告

以下のとおり認定しましたので、報告します。

☐ 廃止(返還が必要) 〔「給付様式17-別紙A」の添付が必要〕
☒ 廃止(返還が必要)に該当しない

次の(1)～(4)のいずれかに該当し、当該学業成績が著しく不良(※)であり、災害、傷病、その他やむを得ない事由がない場合、返還が必要な「廃止」の認定となります。

該当する事由を☑で選択

- ☐ (1) 修業年限で卒業できないこと(卒業延期)が確定
- ☐ (2) 修得単位数の合計数が標準単位数の5割以下
- ☐ (3) 出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低いと学校が判断した
- ☐ (4) 連続して「警告」に該当

〔※「学業成績が著しく不良」とは、以下のいずれかに該当する場合
・修得した単位数の合計が標準修得単位数の1割以下である場合
・出席率が1割以下など、学修意欲があるとは認められない場合〕

・必ずいずれかにチェックが必要。スカラAC入力画面の「給付奨学金認定」欄でもチェックしたものと同一認定を選択する。

・「廃止(返還が必要)」にチェックをした場合は、スカラAC入力画面の「給付奨学金認定」欄で「返還必要」を選択する。これにより入力される異動種別が自動的に「廃止」になる。また、「奨学生『廃止(返還が必要)』に係る学業成績等について(報告)」(給付様式17-別紙A)を添付し、返還が必要な「廃止」と認定した理由等を本機構へ報告する必要がある。